

【関連リンク】[地籍整備関係](#) [関東地方整備局用地](#)

「地籍」とは

- 「地籍」とは、一筆ごとの土地の所有者や地番、地目、境界、面積など、土地の現況を示す基礎的な情報で、「土地の戸籍」とも呼ばれているものです。
- 一つ一つの土地について、所有者等に確認しながら地籍を調べていく作業が地籍調査※で、昭和26年の国土調査法制定以来、70年以上にわたり全国で実施されています。

※地籍調査とは

- 国土調査法に基づき、毎筆の土地の境界や面積等を調査(主な実施主体は市区町村)
- 成果(地籍図・地籍簿)は法務局にも送付され、登記記録を修正し、登記所備付地図になる



地籍調査の効果

- 地籍調査の成果は、**土地取引の円滑化、災害からの早期の復旧・復興、効率的なインフラ整備、まちづくり**等を進める上で大きな役割を果たしています。
- また、自治体が保有するGIS(地理情報システム)等にも取り込まれ、行政サービスの効率化に寄与するほか、法務局へも送付され、登記記録の修正や登記所備付地図として利用されます。

関東地方整備局の業務

